

東京屋敷林ネットワーク 会則

第1章 総則

<名称>

第1条 この組織の名称を「東京 屋敷林ネットワーク」と称す(以下、本会という)。

<屋敷林>

第2条 ここでいう屋敷林とは、別に定める属性(附則後記)を基本とし、面積規模を定めない宅地内の樹木を言う。ただし、宅地内に歴史的価値のある主屋等建造物が存する場合は、これらを含める場合がある。

<事務所>

第3条 本会の主たる事務所を 東京都足立区西新井栄町2-3-3 さくら参道ビル307号 に置く。

<目的>

第4条 東京都及び近郊に残された希少な自然文化遺産、屋敷林を保全・継承するため、これに賛同する所有者、協力者等のネットワークの輪を広げ、相互交流や情報交換等を通じて屋敷林知識の共有と有意な保全策の構築に貢献することを目的とする。

<活動>

第5条 本会は第4条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

①情報交換会

今日の屋敷林等の話題、問題を共有するため、会員間や行政、環境貢献企業との情報交換の場を設ける。

②懇親会

会員間の懇親を深め、緩やかに新しいネットワークを育てるための機会を設ける。

③協力とサポート

自治体の緑の保全策の立案に協力すると共に会員所有の屋敷林保全策について互助互惠の精神のもと、可能な協力とサポートを行う。

④調査・研究

屋敷林の価値を高めていくため、都市計画、環境、文化財、コミュニティガーデン、税制、基金、セキュリティ等様々な視点から調査・研究を行い、会員に提供すると共に、必要に応じて学会・専門誌等に発表する。

⑤普及拡大事業

本会の存在と屋敷林保全の普及を図るため、可能な限りの情報発信に努める。

第2章 会員等

<会員の種類>

第6条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1)正会員 当会の目的に賛同し、協力する個人・法人
- (2)会報購読会員 当会の目的に賛同し、会報を購読するだけの個人・法人

<入会と退会>

第7条 本会への会員としての入会は、別途に定める入会申込書により、本会代表理事に対して申し込む。

- 2 入会の可否は、正当な理由をもって代表が判断する。
- 3 退会・会員の喪失は、退会の意思を文書等で表明した時、死亡・失踪宣告を受けた時、団体が消滅した時、長い間会費を納入しない時、その他社会的正義に反する行為を認めた時に発効する。

<会費>

第8条 会員は、以下の会費を年度初めに納入しなければならない。

- (1)正会員 5,000円/年
- (2)会報購読会員 1,500円/年

<寄付金>

第9条 本会は、組織の目的に賛同した個人、団体、法人から寄付金を受け入れることができる。

<会費等の不返還>

第10条 既に納入した会費及び寄付金は、返還しない。

第3章 役員等

<種類及び定数>

第11条 本会に以下の役員を置く。役員間の兼務はこれを妨げない。

- (1)代表理事（組織を代表し、業務を総括する） 1人
- (2)担当理事
 - ①代表補佐（代表の業務を補佐し、代表に事故あるときはこれを代行する） 2人
 - ②会計幹事 1人

③会計監事	1人
④広報	1人
⑤樹木診断	1人
⑥農地	1人
(3)相談役	
本会の執行活動全般について、相談の任にあたる。	1人
(4)顧問	
専門的観点から本会に対し助言や協力を行う。	1人

<選任等>

第12条 代表理事が調整し、総会の同意を得て選任する。法的、社会的に正当な理由による解任も同様とする。

<報酬>

第13条 役員は無報酬とする。事務局職員は報酬に関する規定に基づく。

<事務局及び職員>

第14条 この組織に事務を処理するための事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

2 事務局職員は、総会の同意を得て代表が任免する。

第4章 総会及び会議

<総会の開催>

第15条 総会は毎年1回、会計年度末に開催する。招集は代表理事が行う。

<総会の構成>

第16条 総会は正会員をもって構成する。

<総会の権能>

第17条 総会は以下の事項について議決する。

- (1)会則の変更
- (2)解散
- (3)事業計画並びに収支予算・決算
- (4)役員選任、解任の同意
- (5)会費の額

(6)その他、運営に関する重要な事項

<総会の運営>

第18条 総会の議長ほか、運営に必要な職はあらかじめ会員の中から選任する。

- 2 総会は正会員の3分の1以上の出席を持って成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 会則の変更、役員を選任、解任は、総会に出席した会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 4 組織の解散は、正会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 5 総会に出席できない正会員は、表決にかかる全ての権限を議長に委任することができる。この場合、委任したものは総会に出席したものとみなす。

<役員会議>

第19条 組織活動の重要事項を検討、決定するため、関係する役員で構成する役員会議を設ける。

- 2 役員会議は代表理事が招集する。

第5章 会計

<会計年度>

第20条 本会の会計年度は、9月1日に始まり、翌年8月31日に終了する。

<収入の構成と区分>

第21条 本会の収入は、以下の各号をもって構成する。

- (1)会費
- (2)寄付金品
- (3)財産から生じる利子等の収入
- (4)事業に伴う収入
- (5)助成金
- (6)その他の収入

- 2 会計は仕分け、表記の上、経理する。

<予算・決算>

第22条 本会の事業計画、これに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 本会の収支決算は会計幹事が調製し、代表理事の確認のもと会計年度内に会計監事の監査を受け、総会に付議して所定の議決を経なければならない。

第6章 解散

<事由>

第23条 本会の解散は、以下の事由による。

- (1)会の運営が事実上、困難になった時
- (2)重大な過失や犯罪など、反社会的事態が発生した時
- (3)会員数の維持が困難になった時
- (4)その他、組織の存続が適正と言えなくなった時

<残余財産の帰属>

第24条 本会の解散に際し、残存する金銭財産は、総会に出席した会員の3分の2以上の決議により、処理方針を決定する。

附則

- 1 この会則は、設立会での承認後、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この組織の役員、顧問は以下に掲げる者とする。空席は逐次、委嘱する。

代表	大塚 高雄	顧問	福嶋 司
幹事	空席		品田 穰
- 3 平成30年5月1日 改正
- 4 令和元年(平成31年)5月1日 改正
- 5 令和4年10月10日 追記(附則)
- 6 令和5年9月1日 改正
臨時幹事を廃し、第13条に定める改正役員等は別紙に掲げる者とする。
- 7 令和7年9月1日 改正
これまでの役員等は退任し、第11条に定める新たな役員は別紙に掲げる者とする。

第2条 屋敷林（補追）

ここでの屋敷林は、囲繞性(防風対策等で屋敷を取り囲んでいること)、密着性(日々の生活と長い間相互依存的になっていること)、歴史性(世代を超えて育まれていること)、超高木性(屋敷より一段と樹高が高いこと)、風致性(遠方から視認して自然あるいは周辺農地を含む人里景観として優れていること)を備えるものとする。